

議 事 録

会議名	令和5年度 第2回 かほく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会		
日 時	令和6年1月24日（水）19：00～20：30	場 所	かほく市役所 3階 304 会議室
資 料	令和5年度第2回かほく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会資料		
出席者	会長 釜井 泰廣 委員 大野 信子 委員 森 優光 委員 山本 要一 委員 高田 充彦 委員 濱田 久 委員 若宮 眞理子 委員 表 守活 委員 中本 佳奈子	健康福祉部長 中田 肇 〔保険医療課〕 課長 北川 直紀 課参事 葛葉 慶樹 担当参事 花 恵美 主 幹 谷崎 泉 主 査 永波 卓朗 主 査 夏畑 敬之 主 事 堂下 あずさ	欠席者
議 事 の 経 過			
事務局	1. 開 会 本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。只今より、「令和5年度 第2回 かほく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を開催いたします。 本日は全委員がご出席でございますので、「当協議会規則第3条5項」に基づき、会議が有効であることをご報告させていただきます。		
事務局	2. 健康福祉部長のあいさつ それでは初めに、部長の中田よりごあいさつを申し上げます。		
中田部長	地震の復旧の状況を少しお話いたしますと、大崎の方は非常に被害が甚大だということで、断水は解消しましたが、下水が使えない家については先週 100 件以上あり、今は 30 件程度となっています。災害ボランティアセンターも早いうちに活動を開始できればと思っています。 そんな中ではありますが、浜田先生に国保事業の功労表彰が授与されるとお聞きしました。おめでとうございます。 年々、国民健康保険の加入者は減少し、医療費は右肩上がりの状況という課題の中での経営になります。税率改定の議件を含め、丁寧な説明を申し上げたいと思います。よろしく願いいたします。		
事務局	3. 会長あいさつ 次に釜井会長よりご挨拶をいただきます。 そのあとの議事進行につきましては、「当協議会規則第3条第4項」の規定により、釜井会長に会議の議長をお願いしたいと思います。		
釜井議長	前回の協議会では、市の国民健康保険の運営状況や保健事業などについての説明がありました。国保加入者の減少や医療費の増加により国保の財政運営は非常に厳しい状況であると話であったと思います。 今回は市長から諮問があった来年度の税率改定を含め、皆様のご意見をお聞かせいただければと思いますので、よろしく申し上げます。		
釜井議長	4. 議事録署名委員の指名 まず、議事録署名委員の選出ですが、表委員と、若宮委員をお願いしたいと思います。後日、事務局から議事録をお持ちしますので、ご確認のうえ署名をお願いいたします。 それでは、議件に入ります。		
事務局	5. 議 件 (1) 国民健康保険税率の改定について (資料1を説明)		
表委員	半壊の定義はなんですか。		

事務局	現在税務課で発行している罹災証明書の損壊区分を簡単にご説明いたしますと、家の現況を見て、損害割合が50%以上の場合は全壊、40%以上50%未満が大規模半壊、30%以上40%未満が中規模半壊、20%以上30%未満が半壊、10%以上20%未満が準半壊、10%未満が一部損壊です。今回の大規模災害の拡充では、少なくとも半壊までを含めて減免を行いたいと考えています。
森委員	かほく市独自の特例措置ですか。数値は国の基準ですか。
事務局	国保税に関しては、厚生労働省より措置予定の案内があったものを記載しています。今後も様々な支援が国の方でも用意されますし、かほく市独自の支援もこれから検討して順次進めていくことになるかと思われます。
森委員	かほく市独自の支援を公表する目途はありますか。減免の手続きは進んでいますか。
事務局	支援の目途は、罹災証明書がすべて確定した時点になると思われます。そのため、現在すでに減免をしている状況ではありません。
釜井議長	その他質問はありませんか。 震災の中での保険税率の引き上げという非常に判断の難しい状況ではありますが、持続可能な国保財政という観点もあり、「今回の地震により被災された方々に、国保税の減免を含め、しっかりと生活再建に向けた支援を行っていただくこと」を付帯意見として付することとし、ご承認いただくとのことでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
釜井議長	異議がなしということで承認します。 それでは、議件の2件目に入ります。
	(2) 令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)について
事務局	(資料2を説明)
釜井議長	質問、ご意見はありませんか。
	(異議なし)
釜井議長	なければ議件の3件目に入ります。
	(3) 第3期かほく市保健事業実施計画の策定について
事務局	(資料3を説明)
山本委員	糖尿病の方が3名いたということは、保健指導から漏れている可能性があるということでしょうか。
事務局	保健指導の対象は国民健康保険の加入者ですが、透析と同時に国民健康保険に加入される方も中にはいらっしゃいます。ほかの方は、特定保健指導の対象者になり、長年医療機関とも連携しながら保健指導を続けてきた方ではありましたが、生活習慣を変えきれないところもありました。そういった反省を踏まえて、スタッフ間で事例検討させていただく機会がありました。
大野委員	資料3のP17に「若い世代を含めた健康教育や普及啓発に取り組みます」とありますが、どのような機会がありますか。学校での取組や連携も大切かと思えます。
事務局	担当課はまぎますが、妊産婦さんに関わる機会や若年健診でお会いできる方に結果説明の機会があります。また、学校では食育をテーマとした学校給食とかほく市の栄養指導担当との連絡会や学校での身体測定等のデータを活用し、分析結果などの共有を図っています。
森委員	透析を受けている方の症状が改善し、医療費が減る可能性はありますか。
高田委員	症状の改善は、腎臓移植等なければ難しいです。
事務局	中には先天的な症状の方もいらっしゃいますので、我々が注力すべきは、生活習慣病からの発症や、1年でも長く透析の必要ない期間を作ることと考えています。

高田委員	企業では外国籍の方が増えているように思いますが、その方々は社会保険に入られていますか。国民健康保険に入られていますか。また、そのような方々の医療は話題になっていませんか。
事務局	技能実習生として、日本に入国してすぐは社会保険には入らずに、一定の研修期間を終えてから、社会保険に加入する方が多いです。そのため、最初の数カ月は国民健康保険に加入する方がいらっしゃいます。そのような方々の医療については、特に話題に上がっていないと思います。
釜井議長	その他質問ございませんか。 なければ、皆さんから出た意見を踏まえ、今後関係機関との調整・協議により、修正・反映できる箇所がありましたら対応していただきたいと思います。なお、修正は事務局に一任することとし、ご承認いただくとのことでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
釜井議長	異議がなしとのことで、承認します。 それでは、議件の4件目を事務局から説明をお願いします。
	(4) 国の制度改正関係について ・課税限度額の見直し、軽減判定所得の引き上げ
事務局	(資料4を説明)
大野委員	後期高齢者支援分の課税限度額引き上げとは、後期高齢者の保険料が高くなるということですか。
事務局	国保税の後期高齢者支援分というのは、最終的には後期高齢者医療制度の支援する財源に充てられます。
釜井議長	その他質問ありませんか。
	(異議なし)
釜井議長	なければ議件の5件目を事務局から説明をお願いします。
	(5) 報告事項 ・健康保険証の新規発行停止（マイナ保険証）について ・次期石川県国保運営方針に基づく保険税率の統一について
事務局	(資料5を説明)
山本委員	資格確認のお知らせは、具体的にどのようなものですか。受け取る手続きは必要ですか。
事務局	資格確認のお知らせは、マイナンバーカードを取得していて、保険証との紐づけ登録を行っている方に送付します。現在示されているのは、加入者の情報をA4用紙に記載したものです。医療機関を受診した際に、機械トラブル等でマイナンバーカードが使えない場合に提示します。受け取り手続きは必要ありません。
森委員	保険証発行停止後は、現行の保険証は自分で処分するのですか。それとも返却しますか。
事務局	ご自身で処分していただいて構いません。国民健康保険の保険証は有効期限が記載されていますので、期限後は使用できません。
大野委員	マイナンバーカードを取得できない方はどのような方ですか。
事務局	寝たきりの状態であり写真撮影が困難な方等を指していると思います。取得できない方については、例えば、介護施設の職員等がマイナンバーカードを預かることはできないということで、資格確認書の発行を予定しています。
	(6) その他
釜井議長	その他、全般的に質問ありますか。

山本委員	資料2のP2歳入に記載のある国保税と基金繰入金の額を合わせると、資料1のP3に記載のある国民健康保険事業納付金に必要な保険税額になると思うのですが異なるのはなぜですか。
事務局	資料1の国民健康保険事業納付金に必要な保険税額については、理論的な数値となりますが、被保険者の負担に配慮した税率とするため、国保事業調整基金の繰入金のほかに、一般会計からの保健事業のための繰入金等から賄っているため、国保税と基金からの繰入金の合計額とは一致しません。
釜井議長	その他質問はないようなので、以上で審議を終わります。
事務局	事務局より委員改選について、ご案内いたします。当協議会委員の任期は令和6年3月末までとなり、今年度は委員改選の年となります。保険医代表委員並びに公益代表委員の選出につきましては、各団体宛てに推薦書を送付させていただきます。また、被保険者代表委員につきましては、2月1日より広報及びホームページで委員募集の案内を掲載予定としております。
	6. 閉 会
事務局	以上をもちまして「令和5年度 第2回 かほく市の国民健康保険事業の運営に関する協議会」を閉会いたします。

以上のおとり相違ないことを確認し、ここに署名します。

議長（運営協議会会長）

署名委員

署名委員
